

中学生や高校生などの医療費を助成します

子育て環境の充実を図るため、子ども医療費助成の対象を高校生の年齢まで拡大します。対象者のいる世帯には、1月中旬に手続きの案内を送付します。

■対象者 市内に住所を有する中学生や高校生など
※31年度は、13年4月2日から19年4月1日までに生まれた人。年齢に該当すれば高校に通っていても対象となります
※ひとり親家庭等医療費助成を受けている人や児童福祉施設に入所している人など、他の制度により医療費の全額助成を受けている人は対象となりません

■助成内容 医療機関に支払った医療費の一部負担金のうち、次の金額を助成します。受診の約3カ月後に指定の口座に振り込みます。

▶外来 2分の1の額（10円未満切り捨て）
▶入院 5,000円を超えた額（住民税非課税世帯は全額）

◎問い合わせ
本庁健康増進課医療給付係（内線245）・各総合支所医療給付担当課

- 実施時期 31年4月診療分から
■助成までの流れ
- ①助成を受けるためには、医療費受給者証の交付申請が必要です。保護者に申請書と返信用封筒を郵送しますので、2月8日迄までに提出してください
※31年度に中学1年生になり、現在市の小学生医療費助成の対象となっている児童は申請が不要のため、申請書は送付しません
②期限までに申請し認定を受けた人には、3月中に医療費受給者証を送付する予定です



医療費受給者証

多文化共生推進員・社会教育指導員を募集します

◎問い合わせ
本庁地域づくり推進課市民活動係（江刺総合支所・内線322）、生涯学習スポーツ課スポーツ振興係（同・内線334）

	多文化共生推進員	社会教育指導員
職務内容	多文化共生推進研修会や講演会の企画・運営、多言語情報紙の作成、民間の多言語表記などに対するアドバイス、国際交流関係事業の支援など	スポーツイベントの企画・運営、スポーツレクリエーション・生涯スポーツの普及・啓発、各種スポーツグループやサークルの育成など
身分・募集人数	非常勤特別職・1人	非常勤特別職・1人
任用期間	31年4月1日から1年間	31年4月1日から1年間
応募資格	①②のどちらにも該当する人（外国籍を有する場合は③④にも該当のこと） ①多文化共生に理解があり、その推進に意欲がある ②第1種普通自動車運転免許を有する ③在留カードを持っている（就労資格を有する） ④日本語での会話および業務が可能である	次の全てに該当する人 ①社会教育または学校教育に関する豊かな識見と経験を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身に付けている ②パソコンの基本操作技術（ワードなど）を有する ③心身とも健全であり、社会教育および学校教育に深い関心を持ち、指導力がある ④第1種普通自動車運転免許を有する
月額給与	162,000円（社会保険の適用あり）	137,000円（社会保険の適用あり）
勤務条件	▶勤務場所…地域づくり推進課 ▶勤務時間…午前8時半～午後3時15分（土日祝、年末年始を除く）	▶勤務場所…生涯学習スポーツ課 ▶勤務時間…午前9時～午後5時15分（水土日祝、年末年始を除く）
応募期限	1月24日（金）午後5時必着	1月24日（金）午後5時必着
選考試験	▶日時…1月26日（土）午前9時半～ ▶会場…江刺総合支所 ▶方法…面接	▶日時…1月26日（土）午前9時半～ ▶会場…江刺総合支所 ▶方法…面接
応募方法	履歴書（市ホームページからダウンロード可、市販の物でも可）、運転免許証の写し、在留カードの写し（外国籍を有する場合）を、直接持参、郵送、メールで提出	履歴書（市ホームページからダウンロード可、市販の物でも可）、運転免許証の写しを、直接持参、郵送、メールで提出
応募先	地域づくり推進課 ☎023-1192 ※住所記載不要、 ✉chiikidukuri@city.oshu.iwate.jp	生涯学習スポーツ課 ☎023-1192 ※住所記載不要、 ✉shousupo@city.oshu.iwate.jp

イノシシのことを知って被害を防ぐ

イノシシの特徴

- ・臆病で注意深い性格のため、なかなか人前に現れないが、人に慣れると大胆になる
- ・犬に匹敵する嗅覚を持ち、助走なしで1メートル以上の柵を飛び越えることがある
- ・何でも食べるが、イモ、タケノコ、イネ、カボチャ、ミミズなどを好む
- ・年に平均4～5頭の子を産むため、増え始めるとなかなか減らない



被害対策のポイント

- ・農地は柵やネットなどでできるだけ囲う
- ・人は怖いと覚えさせるため、イノシシを見たら必ず追い払う
- ・集落内の「餌場」（放置されている不要な野菜など）をなくす
- ・耕作放棄地など、イノシシの隠れ場所をなくす

対策で最も大切なことは、餌を与えないことです。畑にある野菜や果樹だけではなく、人が捨てた残飯や畑に放置されている野菜なども動物にとっては「ごちそう」です。また、草が伸び放題となっている牧草地など、田畑にも注意が必要です。



イノシシの足跡。足は4本指だが、前2本の跡が残ることが多い



草が伸び、荒れ果てた農地。イノシシの隠れ場所となりやすい

効果的な捕獲を目指して
今回のモデル地区事業でイノシシを捕獲することはできませんでしたが、被害防止対策のための次につながる取り組みとなりました。衣川地域をはじめ、市内には多くのイノシシが生息して

います。農家や地域住民などがイノシシの生態や被害防止対策に理解を深めることが大切です。今回の実施結果を検証し、地域住民、実施隊などが連携する効果的な捕獲活動のための体制構築を目指し、市内のこれからの取り組みにつなげていきます。

第2回地域主体によるイノシシ被害防止対策研修会を開催します

今回実施した捕獲活動についての評価、検証を行い、より効果的な手法を考えていきます。

- 日時 2月1日（金）午後2時～5時
- 会場 国民宿舎サンホテル衣川荘
- 講師 古谷益朗氏（埼玉県農業技術研究センター生活環境・安全管理研究担当部長）
- 定員 100人（先着順）

電気柵設置経費を補助します

農業者を対象として電気柵の購入に要する経費の一部を補助します。補助率は、個人では資材費の1/2以内（上限5万円）、農家3戸以上で組織された団体では資材費の4/5以内（上限40万円）です。

また、国の「中山間地域所得向上支援事業」を活用し、大規模な侵入防止柵を導入することができます。販売額が10%以上増加または生産コストが10%以上削減の目標設定などが必要となります。その他条件などの詳細はお問い合わせください。※本年度終了となりますが、来年度も継続する予定です。

■問い合わせ・申込先 本庁農地林務課農村保全推進室（内線376）